

第三次入間市環境基本計画

～人と環境が共生するまちをめざして～

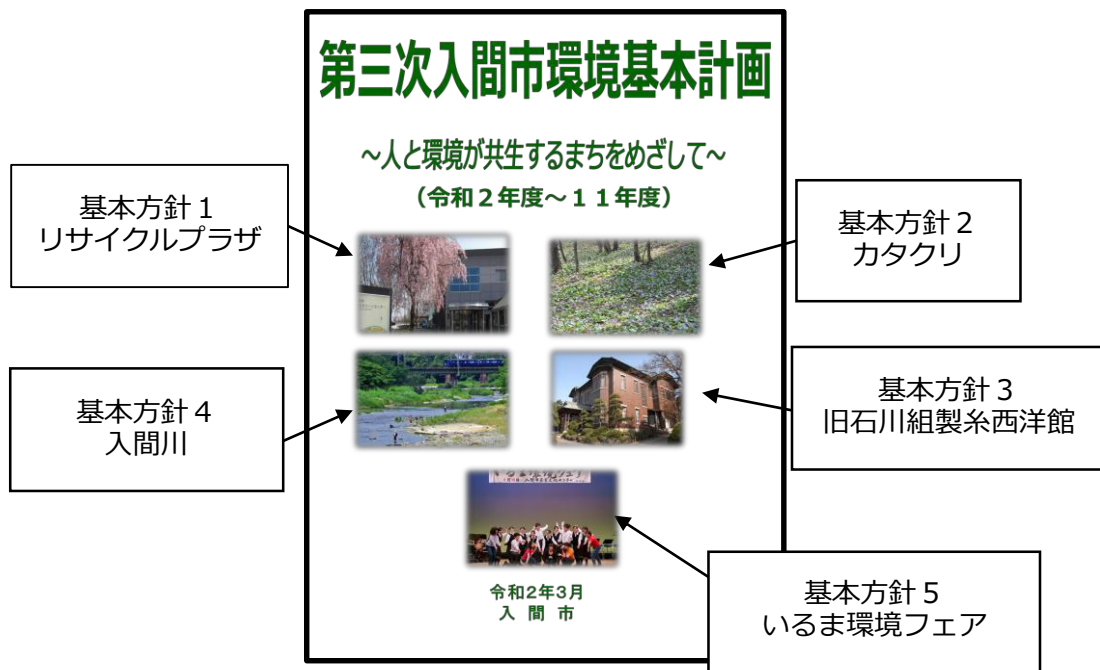
(令和2年度～11年度)



令和2年3月
入間市

表紙の解説

第三次入間市環境基本計画の基本方針と関連のある入間市の景観を表紙に掲載しました。



第三次入間市環境基本計画 (令和2年度～11年度)

発行日 令和2年3月
発行 埼玉県入間市
編集 環境経済部環境課
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL04-2964-1111
<http://www.city.iruma.lg.jp/>

写真提供: 入間市 広報課、総合クリーンセンター
入間市観光協会、環境省

ご あ い さ つ

入間市では、豊かな自然環境を次の世代にわたり保全していくために、平成10年9月に入間市環境基本条例を制定、その後「入間市環境基本計画」、「第二次入間市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、平成22年3月に策定した「第二次入間市環境基本計画」の計画期間が満了を迎え、この間に地球温暖化による気候変動、東日本大震災以降のエネルギー政策の変化、廃棄物の適正な処理やリサイクル、自然環境の保全など、地球規模で変化する環境問題を身近なところから対応するために「第三次入間市環境基本計画」を策定いたしました。

計画では5つの基本方針を掲げ、4つの望ましい環境像を実現することで、地球環境への負荷を最小限にとどめ、豊かな自然環境を守り、安全で健康に暮らすことができる人と環境が共生するまちを目指します。

計画の実現にあたっては、市民、事業者及び民間団体との協働の下、市民、事業者、民間団体、行政が情報を共有し、相互に連携・協働して取り組んでいくことが重要となってまいりますので、これからも、皆様のご理解とご協力をよろしく賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただいた入間市環境審議会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの方々に心から感謝申し上げます。

入間市長 田中 龍夫

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景	3
1-1. 国内外の動向	3
1-2. 入間市の動向	4
2. 第二次入間市環境基本計画の検証	9
2-1. 第二次入間市環境基本計画の進捗状況	9
2-2. 第二次入間市環境基本計画の評価と課題	18
3. 第三次入間市環境基本計画	20
3-1. 計画の目的	20
3-2. 計画の期間	20
3-3. 計画の位置付け	20
3-4. 計画の見直し	21
3-5. 計画の構成	21
4. 望ましい環境像	22
5. 基本方針	23
5-1. 基本方針	23
5-2. 施策の体系	24

第2章 施策の具体的内容と進行管理指標

基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進	29
基本施策1 循環型社会の推進	
基本施策2 地球温暖化対策の推進	
基本方針2 豊かな自然環境の保全	35
基本施策1 丘陵地の保全・活用	
基本施策2 水環境の保全	
基本施策3 畑の保全・活用	
基本施策4 生物多様性の確保	

基本方針 3 住みやすさが実感できる都市環境の構築	・・・	4 1
基本施策 1 地域の緑の充実		
基本施策 2 交通環境の整備		
基本施策 3 歴史・文化を大切にした景観の保全		
基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全	・・・	4 5
基本施策 1 きれいな空気 きれいな水		
基本施策 2 騒音、振動、悪臭の発生抑制		
基本方針 5 環境学習の推進と環境活動の実践	・・・	4 8
基本施策 1 学びの場の充実		
基本施策 2 活動の場の充実		

第3章 計画の推進

1. 推進体制	・・・	5 5
1-1. 各主体の役割	・・・	5 5
1-2. 推進体制	・・・	5 6
2. 計画の進捗管理	・・・	5 7
2-1. 環境の現況や取組状況の点検	・・・	5 7
2-2. 年次報告書の作成・公表	・・・	5 7
2-3. 計画の推進体制図	・・・	5 8

資料編

1. 第三次入間市環境基本計画策定経過	・・・	6 1
2. 入間市環境審議会委員名簿	・・・	6 3
3. 諮問・答申	・・・	6 4
4. 入間市環境基本条例	・・・	6 6
5. 入間市環境審議会条例	・・・	6 9
6. 第三次計画に関連するSDGs	・・・	7 1
7. 用語解説	・・・	7 9

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

平成22年に策定した第二次入間市環境基本計画（以下「第二次計画」）の計画期間が終了することから、この間の環境問題に関する社会情勢の変化への対応や、地球規模での環境問題への取り組み、本市の環境に関する施策の推進を図るため第三次入間市環境基本計画（以下「第三次計画」）を策定します。

1-1. 国内外の動向

①気候変動とエネルギー

近年、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面上昇が世界各地で観測されているほか、日本でも平均気温の上昇、大雨の頻度の増加、台風による被害、農産物や水産物などの高温による生育障害や品質低下、動植物の分布の変化など、気候変動やその影響が各地で現れています。これらは地球温暖化が大きく影響しており、地球温暖化問題は世界的に最も重要な環境問題の一つとされています。

平成23年3月の東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響をもたらしました。原子力発電所の運転停止による火力発電への依存により、国内の温室効果ガスの排出量は増加しました。一方で、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する固定価格買取制度（FIT）により、再生可能エネルギーによる低炭素化も進められています。

②ごみ対策

海洋に流出する廃プラスチック類による海洋汚染は、地球規模で広がっています。マイクロプラスチックによる海洋生物への影響など世界的な問題となっています。また、アジア諸国による廃プラスチック類の輸入規制も行われています。持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、再生可能な資源の使用、使用された資源の徹底回収とともに、二酸化炭素の削減とも密接な関係にある廃棄物の適正処理やリサイクルの推進も求められています。

③少子高齢化・人口減少と環境問題

国内では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は日本の人口減少



は避けられません。この少子高齢化・人口減少は、経済や社会だけでなく環境問題にも関連している問題です。農業従事者の高齢化や農業後継者の不足により、遊休農地や不耕作地が増加しています。また、手入れの行き届かない森林が増加するとともに、狩猟者の減少などにより、野生鳥獣の被害が深刻化しています。

④国内外の環境に関する動向

平成27年9月の国連総会では、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。また、同年12月に採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

国内では、平成30年4月に「第5次環境基本計画」が閣議決定されました。SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画で、国際・国内情勢への確に対応した計画です。

【第二次計画期間中の国内外の環境に関する動向】

平成23年（2011年）	3月	東日本大震災発生
平成27年（2015年）	7月	「日本の約束草案」決定
	9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
	11月	「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
	12月	「パリ協定」採択（COP21）
平成28年（2016年）	5月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
	12月	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」決定
平成30年（2018年）	4月	「第5次環境基本計画」閣議決定
	7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
	12月	「気候変動適応法」施行

1-2. 入間市の動向

①入間市の概要

本市は、埼玉県の南西部、東京都心から40km圏内に位置しています。周囲は、東は

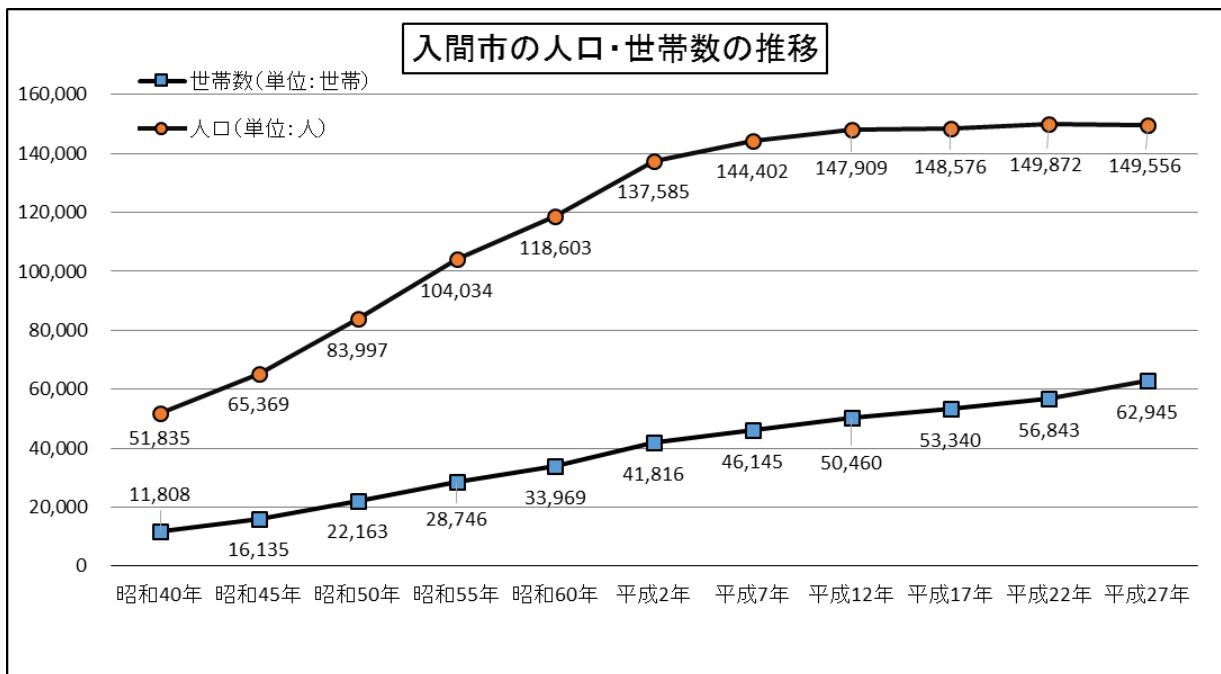
所沢市、西は飯能市と東京都青梅市、南は東京都瑞穂町、北は狭山市にそれぞれ接しています。

市域全体は、海拔60mから200mのややなだらかな起伏のある台地と丘陵からなっています。狭山丘陵、加治丘陵は茶畑とともに本市の豊かな緑を形成しています。また、入間川、霞川、不老川の3本の河川とともに自然的な景観を形作っています。

交通の面では、鉄道として西武池袋線とJR八高線が通り、主要道路としては一般国道16号をはじめとした国道4路線、県道9路線があります。平成8年に開通した、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の入間ICは国道16号と接続しており、首都圏へのアクセスのみならず、広域的にも利便性の高い交通網となっています。

主な産業のうち、農業は県下最大の狭山茶の産地で、サトイモや露地物野菜類の生産も盛んです。工業では、昭和40年代から工業団地が形成され、電気、機械工業を中心とした幅広い分野の産業が分布しています。商業では、入間市駅周辺が中心市街地の商業的な核として位置付けられているほか、武蔵藤沢駅周辺も区画整理の進捗に伴い出店が進んでいます。また、平成20年にオープンした大型アウトレットモールには、広域からの来場者が集まっています。

本市の人口は、平成2年までは急増し、それ以降、平成22年まで微増傾向にありましたが、平成24年度からは減少で推移しています。



出典：入間市人口ビジョン、入間市統計書



②本市の環境に関する動向

本市においても、平成28年8月の台風9号では、市内の多くの場所で浸水被害やがけ崩れなど、生活に影響がある被害が発生しました。また、平成30年には、防災行政用無線や市公式ホームページなどで熱中症の注意喚起を行った日数は30日を超えるなど、気候変動の影響が見られています。

ごみ減量については、平成26年4月から小型家電の拠点回収の開始、平成27年6月にはごみ分別アプリを導入しました。レジ袋の削減を目指した「ごみ減量・マイバッグ推進キャンペーン」などの啓発活動により、ごみを出さない生活スタイルを推進しています。

平成12年に策定した「入間市緑の基本計画」は、社会状況や都市環境の変化を踏まえ平成31年3月に改訂しました。

【第二次計画期間中の本市の環境に関する動向】

平成23年(2011年)	3月	東日本大震災発生(市内で計画停電あり)
	6月	市独自の空間放射線量測定開始
平成24年(2012年)	3月	加治丘陵さとやま自然公園『山仕事の広場』完成
	6月	第1回環境フェア開催
	8月	不老川狭山市境付近において瀬切れ発生
平成25年(2013年)	4月	埼玉西部消防組合が発足
	5月	不老川浄化市民団体連絡会解散
	12月	「馬頭坂線」開通
平成26年(2014年)	2月	首都圏で大雪
	9月	第二次入間市環境基本計画中間見直し
平成27年(2015年)	6月	入間市ごみ分別アプリ配信開始
平成28年(2016年)	8月	台風9号による浸水被害
	11月	霞川下流部において瀬切れ発生
平成29年(2017年)	3月	第三次不老川生活排水対策推進計画策定
平成30年(2018年)	3月	寺竹配水場竣工
	4月	加治丘陵自然探勝路完成
	9月	狭山台土地区画整理事業換地処分(事業完了)
平成31年(2019年)	3月	入間市緑の基本計画 改訂

③「入間市都市計画マスタープランの改訂に関するまちづくりアンケート」

平成29年10月に実施した「入間市都市計画マスタープランの改訂に関するまちづくりアンケート調査報告書」のなかで環境に関連のある項目を抜粋し編集しました。

※有効回答数 1,152

(1) 現在住んでいる地域の満足度を調査しています。

項目	満 足	ほぼ満足	普 通	やや不満	不 満
車の騒音・振動・排気ガス	25%	27%	25%	13%	7%
車以外の騒音・振動・悪臭	21%	26%	29%	13%	7%
生活道路の整備状況	9%	22%	37%	21%	10%
交通渋滞状況	11%	20%	43%	17%	7%
公園・緑地への近さ	15%	20%	41%	15%	8%
まち並みの美しさ	5%	15%	57%	15%	6%
川や水路のきれいさ	4%	12%	57%	18%	6%
緑の豊かさ	12%	25%	48%	10%	3%
全体に見た住みやすさ	8%	36%	42%	10%	3%

※無回答を記載していないため合計が100%になりません。

(2) お住いの地域をよりよくしていくために、どのようなまちづくりへの取り組みを重点的に進めばよいと考えるか (3つまで選択)

	1 番目	1～3 番の合計
①避難しやすい道路・公園整備	224	642
②買い物が便利な商店街の活性化	210	470
③各種公共施設の整備	179	516
④良好な住環境の形成	171	338
⑤公共施設のバリアフリー	109	416
⑥駅前広場・駐輪場の整備	72	190
⑦自然環境の保全	40	209
⑧まち並み景観の形成	39	184
⑨公園や緑地の整備	35	183
⑩水に親しめる空間の整備	13	81

(3) 入間市の緑の量について、どのように感じるか

多い	9%
やや多い	18%
普通	56%
やや少ない	10%
少ない	3%



(4) 将来に残しておきたいと思う緑は何か (3つ以内で選択)

①加治丘陵・狭山丘陵の里山	591
②金子・東金子地区の茶畑	483
③河川などの水辺の緑	450
④公園の緑	353
⑤神社仏閣などの歴史を伝える緑	351
⑥街路樹など道路の緑	266
⑦市街地の雑木林	218
⑧学校・市庁舎など公共公益施設の緑	141
⑨特にない	37
⑩その他	12
⑪無回答	554

(5) 今後の入間市のまちづくりに対するご意見・ご提案

自然・環境

①公園・緑地の整備・管理	48
②自然保護・自然に親しめる環境の整備	27
③悪臭・騒音等生活環境の改善	13
④雨水対策の充実	13

ほかの意見

・自然と調和したまちづくり	12
・環境に配慮したまちづくり	2
・道路の拡幅・整備・補修	64
・街路樹の整備	15

「入間市都市計画マスタープランの改訂に関するまちづくりアンケート調査」では、「全体的に見た住みやすさ」や「緑の豊かさ」については約4割の方が「満足」または「ほぼ満足」と回答しています。しかし、今後の入間市のまちづくりに対する意見・提案のうち自然、環境に関する意見は「公園・緑地の整備・管理」、「自然保護・自然に親しめる環境整備」が多く、緑地や自然環境の整備が求められています。

2. 第二次入間市環境基本計画の検証

2-1. 第二次入間市環境基本計画の進捗状況

第二次計画の計画期間は、平成22年度から令和元年度までの10年間です。平成20年度の現況値を基準に、目標年度を令和元年度とし目標値を定めました。平成26年度に本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて中間見直しを行い、平成27年度からは、望ましい環境像を実現するための6つの基本方針、100項目の具体的施策、121の進行管理指標の達成に向けた取組を実施してきました。

基本方針1「環境意識を持ち、自発的に行動する市民になる」

基本方針1では、環境活動をするリーダーの育成・支援や地域での環境学習・活動への取組など、3つの基本施策、20の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) 行動する人をつくる

目 標

- ・環境アドバイザーの登録を常時30人以上にします。

環境アドバイザーの登録者は3年ごとに更新します。平成22年度は28人が登録していましたが、平成29年度からは14人が登録しました。また、環境アドバイザーの派遣回数は、平成25年度までは年間11回から15回でしたが、平成26年度以降は6回から8回と派遣回数も減少しています。インターネットの普及など市民ニーズの変化を把握し、環境アドバイザー制度を活用していくことが課題となっています。

学校における環境学習は、市内の小学校16校、中学校11校で、学校版環境マネジメントシステム「エコスクール入間」に取り組みました。その成果を、いるま環境フェアで発表しています。

(2) 行動する場・機会をつくる

目 標

- ・環境学習・活動の場・機会を増やします。

公民館や博物館、青少年活動センターでは、毎年多くの講座を開催し、多くの市民が参加しています。自然環境については、自然かんさつ会や自然展を開催し、市民に自然とふ



れあい学習をする場を提供しました。

(3) 団体の活動力を高め、連携を強化する

目 標

- ・環境活動を行う市民や民間団体を支援し、連携の機会を増やします。

いるま環境フェアでは、多くの環境団体や企業が参加し、日頃の環境活動の成果を発表しています。互いの取り組みを理解し合うことができました。

基本方針2「安心して健康に暮らせる生活環境を保全する」

基本方針2では、大気汚染、水質汚濁をはじめとする公害の防止など、5つの基本施策、15の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) きれいな空気を守る

目 標

- ・二酸化窒素にかかる環境基準の達成を維持します。
- ・低公害車導入を推進します。

埼玉県が県内の大気汚染について常時監視を行っている「入間一般環境大気測定局(富士見公園内)」では、二酸化窒素の環境基準である 0.06ppm を大きく下回っています。

自動車産業の技術力の発展により、低公害車関連制度のなかには改正されているものもあります。そのような情勢の変化もありますが、本市で使用する庁用車については、環境負荷の少ない自動車への転換に取り組んでおり、低公害車の導入率が徐々に増加しています。

(2) きれいな水を守る

目 標

- ・BODを入間川で $1\text{mg}/\ell$ 以下、霞川で $2\text{mg}/\ell$ 以下、不老川で $5\text{mg}/\ell$ 以下を維持します。
- ・公共下水道の維持管理に努めます。

河川のBODの値は、環境基準については達成しているものの、第二次計画の目標値

は環境基準を上回る目標であるため、達成状況は7割弱となっています。今後も合併浄化槽の普及、公共下水道の整備等の生活排水対策等の推進が必要です。

公共下水道（污水）の整備、接続率（水洗化率）は、平成30年度末で公共下水道整備率（市街化区域内）98.1%、接続率（水洗化率）97.3%でした

(3) 騒音・振動・悪臭を防止する

目 標

- ・工場、事業所における騒音・振動・悪臭の防止のための取組を推進します。

事業者に対し、騒音・振動の指導を行いました。また、畜産業の悪臭対策として、脱臭剤購入費用に対する補助を行いました。

(4) 土壌・地下水の汚染を防止する

目 標

- ・工場、事業所における土壌や地下水の汚染防止のための取組を推進します。

ゴルフ場における農薬の使用量と水質調査を5年に1度実施しています。平成26年度に実施した調査では、農薬は検出されませんでした。

(5) 有害化学物質による汚染を防止する

目 標

- ・ダイオキシン類の環境基準を維持します。
- ・アスベストによる健康被害を防止します。

有害物質等の測定におけるダイオキシン類は、法定で年1回と定められています。市内のダイオキシン類の調査は夏、冬に1回ずつ4ヶ所で調査していましたが、調査結果が環境基準の10分の1以下で安定していることから、平成24年度からは入間市役所1ヶ所で夏、冬に1回ずつ測定しています。測定結果は、環境基準を下回っています。

ごみ焼却施設の排ガス測定では、毎年1回、1号機から3号機の3つの炉を測定しています。測定結果は、環境基準を下回っています。

アスベストを含む建物の解体工事については、埼玉県西部環境管理事務所の指導のもと、適切に実施されているため、事故等はありませんでした。



基本方針3「豊かな自然環境を保全・再生して、活かす」

基本方針3では、雑木林や水辺などの自然環境の保全や、環境にやさしい農業の推進など、5つの基本施策、10の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) 残された雑木林の自然を守り、活かす

目 標

- ・加治丘陵保全用地の取得面積を100ha以上に増やします。
- ・平地林の維持に努めます。
- ・住民と地権者との協力による雑木林の維持管理の仕組みをつくりま

加治丘陵の用地の取得面積は、平成30年度までの累計で115.1haでした。また、加治丘陵のボランティア団体は13団体あり、年間を通して間伐や下草刈り、山道の整備などを行っています。

一方、市街地の保護樹林や市民の森の面積は指定解除により減少しています。地域特性に応じた樹林の保全を推進することが必要です。

(2) 水の循環を守り、水辺の自然を再生する

目 標

- ・水環境の健全化に努めます。
- ・水辺の自然の再生に努めます。

馬頭坂線、安川新道線、学園通り線等の都市計画道路や幹線道路の歩道の新設、改良の際に舗装を浸透性としました。

不老川流域では、雨水浸透ますの設置に補助金を交付しました。浸透トレンチ管の設置については、開発許可等において指導しました。

また、雨水利用タンクの設置に対し、補助金を交付しました。

希少動物の生息数は平成22年度、平成23年度に谷田の泉等の周辺で調査を行い、10種類を確認しました。

(3) 畑を守り、活かす

目 標

- ・現在の農地面積の確保に努めます。
- ・環境にやさしい農業の支援に努めます。

耕作が困難となった農地については、農地中間管理事業を活用し、農業の生産性の向上に取り組みました。

また、環境にやさしい農業活動の支援では、生分解性マルチシート等の環境配慮資材の購入を促進するため、生産者団体に対して購入費用の補助を行いました。環境保全型農業を実施している生産者団体に対しては、国・県・市から営農活動に対する補助を行いました。

基本方針4「うるおいとやすらぎのある、住み良い環境のまちをつくる」

基本方針4では、安心安全な住み良いまちづくり、市街地の緑の創出など環境に配慮したまちづくりなど、4つの基本施策、23の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) 安心安全な住み良いまちをつくる

目 標

- ・安心安全な住み良い環境のコミュニティづくりを進めます。

交通バリアフリー対策工事として、入間市駅南口付近の街路樹の根による歩道の盛り上がりもなくすなど、歩道の段差解消工事を行いました。

(2) 緑豊かな市街地をつくる

目 標

- ・市街化区域の緑被率を現状維持（18.2%）に努めます。

平成29年度に行った緑地現況調査の結果、市街化区域の緑被率は16.6%でした。生け垣設置補助や苗木の配布により、住宅地の緑化を促進し、緑被率の向上に努めました。



(3) 歴史・文化が大切にされた美しい空間を形成する

目 標

- ・歴史的文化財の保護や入間らしい景観の保全・整備に努めます。

平成30年度末の指定文化財は75件、登録文化財は3件です。西洋館講座や出前講座、文化財めぐり等の各種講座の実施、埋蔵文化財調査報告書の刊行により、歴史文化が大切にされた景観の保全・整備に努めました。

(4) 環境にやさしい交通システムを構築する

目 標

- ・歩道の段差解消に努めます。
- ・公共交通網の充実に努めます。
- ・自転車駐車場の充実に努めます。

入間市駅南口付近の街路樹の根による歩道の盛り上がりもなくす等、歩道と車道の段差解消に努めています。また歩道の整備も進めています。

公共交通網では、民間バスの路線数は、平成30年度には目標の31路線に対し38路線と充実しています。運行本数については、往路339便、復路は331便が運行されました。

入間市コミュニティバスは、入間市地域公共交通網形成計画に基づき、「ていーろーど」と「ていーワゴン」に再編しました。

平成30年度末の公設の自転車駐車場は13ヶ所あり、駐車台数は7,113台です。駅周辺に、自転車駐車場を確保していることで、公共交通機関の利用意識を高め環境負荷低減に繋がっています。

基本方針5「環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる」

基本方針5では、エネルギーの有効利用やごみの減量などに取り組みました。4つの基本施策、20の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) エネルギーを有効利用する

目 標

- ・化石エネルギーの使用を抑制し、新エネルギーへの転換を目指します。

公共施設への太陽光発電システムの設置は、平成24年度には金子中学校、平成25年度には武蔵中学校に設置し稼働しています。ほかに藤沢公民館、健康福祉センターに設置しており、4施設で稼働しています。

市民の再生可能エネルギーの利用を促進するため、平成27年度までは「住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」、平成28年度からは「住宅用省エネルギー設備設置費補助制度」により補助金を交付しました。

入間市地球温暖化対策実行計画の対象である入間市役所本庁舎及び庁外施設で行う全ての事業活動による温室効果ガス排出量は著しく増加しています。電気使用によるものと一般廃棄物の焼却によるものの割合が特に高くなっています。温室効果ガスの排出は地球温暖化の一因ともいわれており、その削減が課題となっています。

(2) ごみの減量や再使用・再利用を推進する

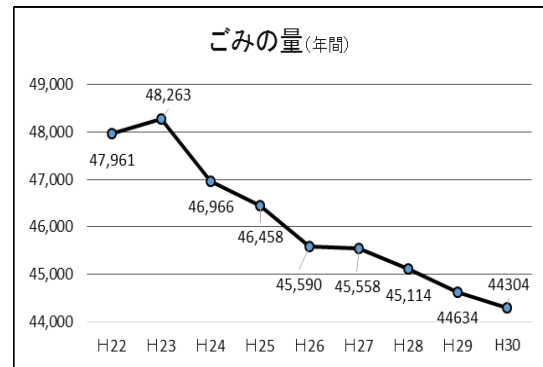
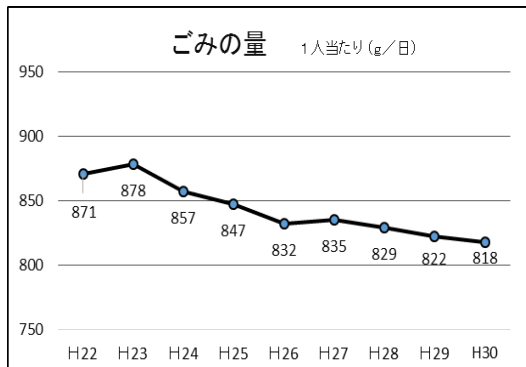
目 標

- ・1人1日当たりごみ排出量を872g以下にするとともに、市内の年間ごみ排出量を47,961t以下にします。
- ・ごみの資源化率を30%以上にします。
- ・不法投棄やごみの散乱を防止します。

ごみの排出量は、平成23年度に増加したものの、平成24年度以降は減少しています。また、ごみの減量については、ごみ減量化等推進地区説明会の開催、3Rの啓発活動、平成27年6月に導入したごみ分別アプリの活用、各種チラシの配布によるPRなどを実施しました。

古布・紙類、プラスチックの委託収集、再生品売却、平成26年4月からは小型家電の拠点回収等を実施し、資源化に努めました。また、集団資源回収を行った団体に対して資源再利用奨励補助金を交付しました。

不法投棄パトロールについては、平日の日中と夜間にパトロールを実施しました。また、毎年6月の第1日曜日の市民清掃デーには、多くの市民が参加しました。



(3) グリーンコンシューマーの取組を普及、支援する

目 標

- ・市民がグリーンコンシューマーになる機会を増やします。

グリーンコンシューマーの普及については、環境市民講座で「フェアトレード」、「エシカル消費」などを、市民に呼び掛けました。また、レジ袋の削減に繋げるための啓発活動として「ごみ減量・マイバッグ推進キャンペーン」を毎年実施し、PR活動に努めました。

(4) 環境配慮の事業活動を普及、支援する

目 標

- ・企業の環境活動を支援します。

いるま環境フェアでは、企業の環境配慮活動などの取り組みを紹介しました。多くの市民が熱心に耳を傾けていました。

基本方針6「地球環境保全のために貢献する」

基本方針6では、地球温暖化防止などの地球環境や生物多様性の保全などに取り組みました。3の基本施策、12の進行管理指標の達成に向けた取組を行いました。

(1) 地球温暖化防止の取組みを推進する

目 標

- ・ISO14001環境マネジメントシステムにおける省エネ・省資源を率先的に推進します。
- ・エコライフを進めます。

入間市役所庁舎、各施設では、平成23年3月の東日本大震災の影響で、大規模な省エネ・省資源に取り組みました。その後、猛暑などの影響もあり、来庁者や職員の健康や安全に配慮した空調の運転、照明の使用などを行っています。東日本大震災直後に比べ、電気使用量等は増加していますが、省エネ・省資源に努めました。

埼玉県が推進している「エコライフDAYチェックシート」を活用し、エコライフへの啓発を行いました。

(2) 国際交流を通じて地球環境保全に取り組む

目 標

- ・姉妹都市や友好都市との交流を通して地球環境保全に貢献します。

姉妹都市、友好都市との青少年の派遣、受け入れによるホームステイを通じ、日本、ドイツ、中国の青少年が異国での環境への取組みを、自らの目で確認し生活の中で実感することができました。

(3) 生物多様性保全への取組みを進める

目 標

- ・生物多様性保全への取組みを進めます。

加治丘陵、狭山丘陵、谷田の泉周辺、牛沢のカタクリ自生地周辺などの保全事業を行い、生態系のネットワークの核となる部分を良好に保つよう努めました。外来種は、増加傾向にありアライグマやコクチバスの捕獲数が増加しています。



2-2. 第二次入間市環境基本計画の評価と課題

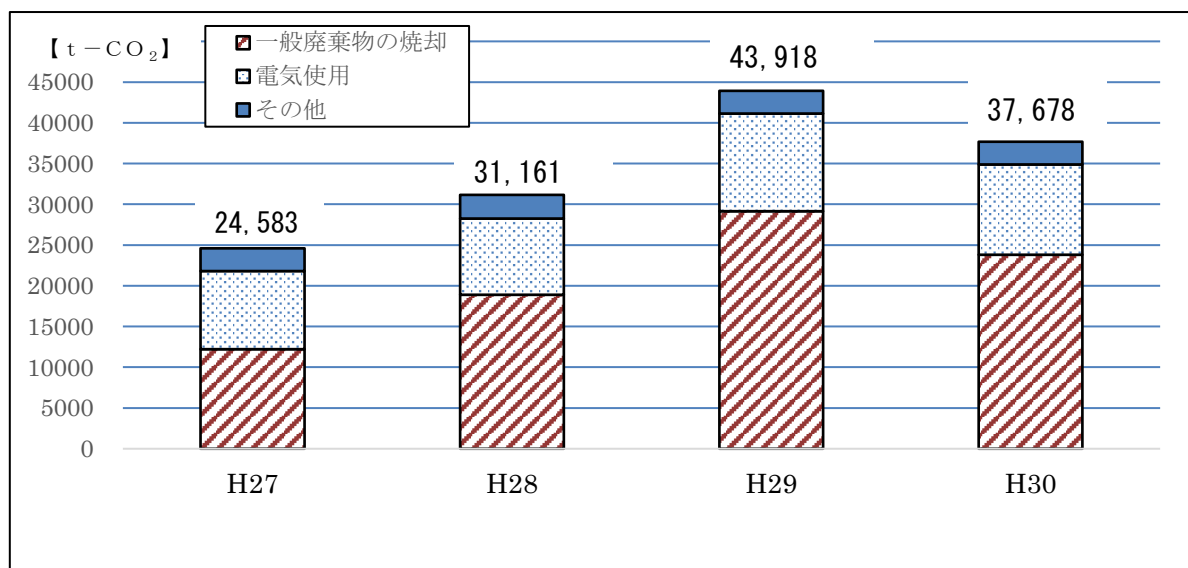
第二次計画の適正な進行管理を図るため、環境報告書「いるましの環境」を毎年度作成し、公表しました。環境報告書に対する入間市環境審議会からの意見書では、第二次計画の実施状況は財政的及び人力的な制約があるなかで概ね良好に進行しているという評価でした。

しかしながら、次のような課題もあります。

①二酸化炭素排出量の削減

「入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉」では、毎年1回、温室効果ガス総排出量を含む実施状況を点検・評価・公表しています。市の事業活動における二酸化炭素排出量は、増加傾向です。二酸化炭素排出量のうち「一般廃棄物の焼却によるもの」と「電気使用によるもの」の割合が多くなっていることから、ごみの減量・資源化に努め、ごみの発生を最少にすることや施設の電気・燃料の使用量の削減が必要です。

国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むこと」と示されており、さらなる二酸化炭素排出量を削減することが課題となっています。



第三次入間市地球温暖化対策実行計画期間中の各年度温室効果ガス排出量

(出典：平成28年度版、平成29年度版、平成30年度版、令和元年度版 いるましの環境)

②豊かな自然環境の保全

加治丘陵と狭山丘陵は、環境保全や景観形成など多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地は、恒久的な保全と計画的な活用が必要です。

開発などにより野生生物の生息・生育地が減少しています。また、外来生物の侵入、定着が進み、増加傾向にあります。健全な生態系の確保と安全な生活環境づくりを進めるため、適正な駆除や防除体制が必要となっています。

③快適な都市環境の構築

環境負荷低減のため、自動車利用から公共交通への利用転換および公共交通の利用促進が必要です。

都市化の進展や価値観の多様化、景観に対する意識の高まりから、調和のとれた景観など、良好な景観の形成や維持が求められています。指定文化財等の計画的な修繕を行い、保存を図るとともに、市民文化の向上や観光の進行に資するための活用を図っていく必要があります。

④生活環境の保全

河川のBODの値は、第二次計画の目標値は環境基準を上回る目標であるため、達成状況は7割弱でした。今後も合併浄化槽の普及、公共下水道の整備等の生活排水対策等の推進が必要です。

騒音や振動、悪臭などは、原因者への指導による改善が必要です。

⑤環境活動団体や市民への支援

本市では、多くの市民ボランティア団体やNPO法人が保全活動を行っています。さらに多くの市民が、保全活動に関わっていくことができるように、自然観察会、里山体験等の講座や講習会を通じて、意識の向上と理解を深めていくことが重要です。

また、興味をもった市民が容易にボランティア活動の情報を得たり、気軽に参加できるしくみを整えることが必要です。



3. 第三次入間市環境基本計画

「入間市環境基本計画」は、「入間市環境基本条例」第8条第1項に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

3-1. 計画の目的

第三次計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が、知恵と力を出し合い、将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

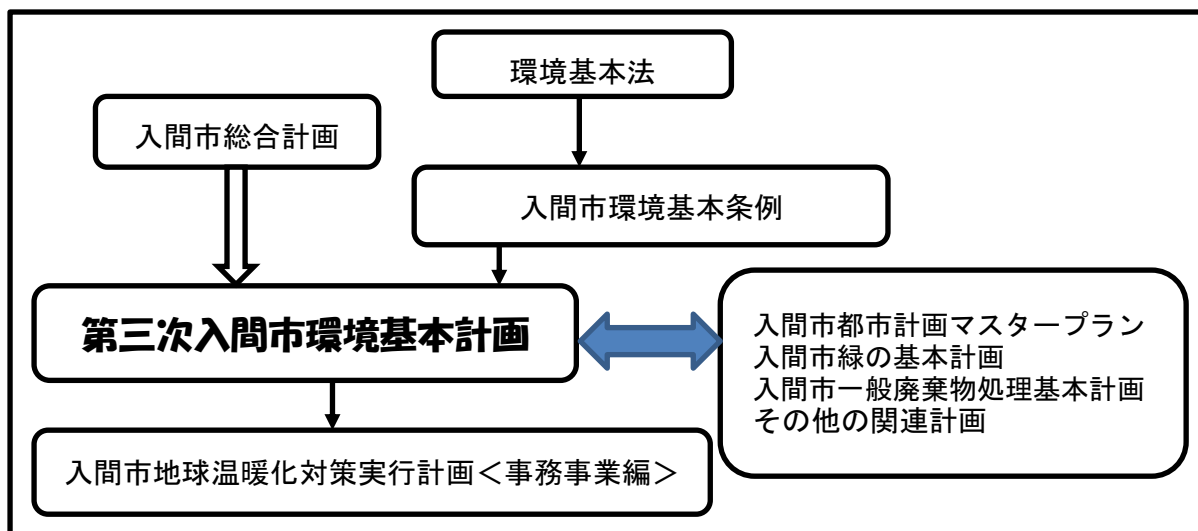
3-2. 計画の期間

第三次計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

3-3. 計画の位置付け

入間市環境基本条例第8条により環境基本計画を策定することを定めています。

また、「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目標とした第6次入間市総合計画と整合を図り、環境の保全・創造の基本的な方向を示す計画として位置付けます。



3-4. 計画の見直し

第三次計画は、策定後5年を目途として、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、法律の改正などに応じて見直しを行います。また、見直しにあたっては、入間市環境基本条例第8条第5項に基づき、市民、事業者、民間団体の意見を反映するための措置を講じ、入間市環境審議会の意見を聴くものとします。

3-5. 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景、第二次計画の評価、第三次計画の基本的事項を示します。

また、望ましい環境像の実現に向けた基本方針を明らかにします。

第2章 施策の具体的内容と進行管理指標

基本方針にもとづいた具体的な取り組み内容を示します。

第3章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理について示します。



4. 望ましい環境像

本市が目指す望ましい環境像は、第二次計画の考え方を引き継ぐとともに、社会情勢の変化、第6次入間市総合計画の趣旨および第二次計画の課題を踏まえたうえで、人と環境が共生するまちを目指して、次のとおりとします。

●一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に
貢献できるまち

●他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして
豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち

●産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある
誰もが住み良さを感ぜられるまち

●すべての人がお互いのつながりを大切にして、
環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち

5. 基本方針

5-1. 基本方針

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本方針を設定します。基本方針は国際的な潮流や社会情勢の変化に対応し、今後の本市の環境活動の根幹となる方針です。

この基本方針は、【循環型社会・地球温暖化】、【自然環境】、【都市環境】、【生活環境】の各分野に加え、基本方針の達成のための手段となる【環境学習】を設定しています。

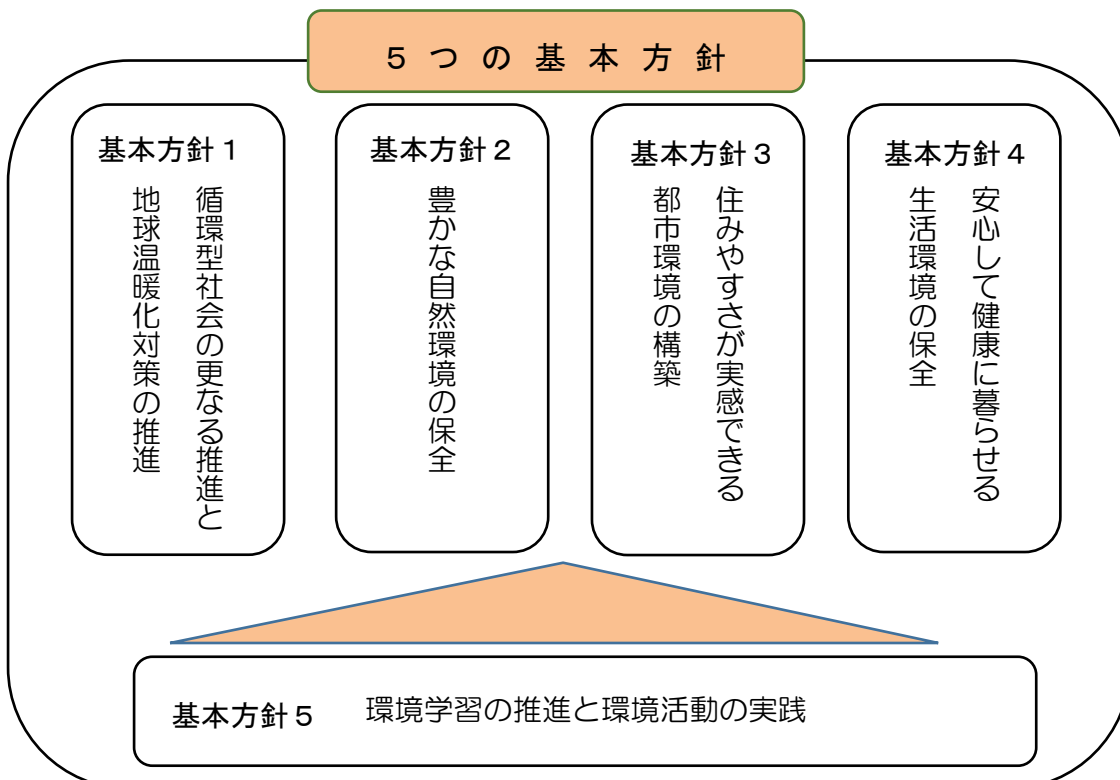
基本方針1 「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」

基本方針2 「豊かな自然環境の保全」

基本方針3 「住みやすさが実感できる都市環境の構築」

基本方針4 「安心して健康に暮らせる生活環境の保全」

基本方針5 「環境学習の推進と環境活動の実践」





5-2. 施策の体系

